

かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を求める意見書

本市では、長年にわたり川崎市救急医療情報センターが地域の救急医療を支えてきたが、神奈川県がかながわ救急相談センターの運用を令和 6 年 11 月に開始して以降、川崎市救急医療情報センターの役割や機能について整理している。

このような中、かながわ救急相談センターが行っている救急医療相談や医療機関案内について、市民や医療関係者から「詳細な情報提供や適切な助言が十分にされていない」との意見や指摘が寄せられており、特に人口規模が大きく救急搬送件数も多い本市では、この相談体制の不備が一刻を争う救命にも影響を与えかねず、市民は不安を感じている。

かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を図ることは、県民の命と健康を守るために不可欠であるとともに、県民の安心感につながるものである。

よって、県におかれては、かながわ救急相談センターの相談体制の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 看護師や救急救命士等の専門職を十分配置し人的体制を強化するとともに、県独自に研修プログラムを実施するなど継続的に救急医療に精通した専門人材を育成すること。
- 2 相談体制の質を維持向上させるため、国の交付金や補助金の活用に加えて、県独自に予算措置を講じるなど長期的な財政計画を策定し、財源の安定的確保を図ること。
- 3 本市のような都市部への人口集中、高齢化、夜間及び休日の救急需要を十分考慮するとともに、高齢者支援や多言語対応といった市民ニーズに即した相談体制を整備するなど地域特性を踏まえた運用を行うこと。
- 4 医療機関案内について、電話相談に加えて、A I（人工知能）やデータベースを積極的に活用してリアルタイム情報提供体制を構築し、アプリやチャットボット等の多様な相談手段を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

新百合ヶ丘総合病院の救命救急センター指定を求める意見書

本市北部地域に位置する新百合ヶ丘総合病院は、地域の基幹病院として地域医療に加えて救急医療も担っており多くの市民の生命と健康を支えているところ、同病院では更なる地域医療への貢献に向けて医療法に基づく厚生労働省告示で定められた施設基準を満たした上で神奈川県に対し救命救急センター、いわゆる三次救急の新規指定を申請していたが、県の判断により一度は申請を取り下げるに至り本年 7 月 10 日に改めて申請を行うこととなり、これを受け 8 月 27 日に開催された川崎地域地域医療構想調整会議において県は同病院を救命救急センターとして指定する方向性を示した。

救命救急センターは一刻を争う重篤患者を受け入れる最後の砦であり、その整備の遅れは市民の生命に直結する重大な問題であるところ、実際に救急需要は本市においても急増しており救急出場件数は令和 5 年が 87,591 件、令和 6 年は 89,114 件といずれも過去最多を記録しており、さらに搬送患者の半数以上を 65 歳以上の高齢者が占めていて今後も少子高齢化の進行に伴い救急需要は増加が避けられない状況にある。

加えて、本市は地方に比べて高齢化比率こそ低いものの高齢化スピードが極めて速いという特徴があり、本市全体では 2020 年の 75 歳以上人口比率が 10.4%であったのに対し 2045 年には 16.1%となりその伸び率は 1.54 倍に達し、なかでも本市北部の多摩区は 1.71 倍と全国的にも突出しており短期間で後期高齢者が急増することが確実視されているなか、川崎北部医療圏は高齢者向けの医療インフラが極めて脆弱でありこの現状は救急医療体制の整備を急ぐべき強い根拠となっている。

よって、県におかれては、医療法に則った手続を踏まえ、速やかに新百合ヶ丘総合病院を救命救急センターとして新規指定するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第16号

選挙公報の配布に関して柔軟な対応を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年10月7日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

〃 木 庭 理香子

〃 田 村 伸一郎

〃 重 富 達 也

選挙公報の配布に関して柔軟な対応を求める意見書

本年7月20日に執行された第27回参議院議員通常選挙では、期日前投票者数が2,618万人と国政選挙において過去最多を記録し、これは実に有権者全体の25.1%を占める結果となった。

我が国の選挙制度は投票当日投票所投票主義を原則としているが、平成15年の改正公職選挙法における期日前投票制度の導入後、投票率向上の目的とあいまって、選挙管理委員会、政党及び候補者が積極的に同制度の利用を促進した結果、利便性の高さが認知され、多くの有権者が選挙期日前に投票している。

しかしながら、期日前投票は、公示日又は告示日の翌日から投票できる一方、選挙公報への掲載文の申請締切りが公示日又は告示日の当日若しくは翌日となっていることから、政党及び候補者の政見などに関する情報を公平・平等に知り得る重要媒体である選挙公報の紙媒体での配布やインターネット上での公開が間に合っておらず、期日前投票を行った有権者からは、政党及び候補者の政見に関する公平・平等な情報を得た上で投票したいと意見が多く寄せられている。

また、選挙公報の全戸配布については、近年増加しているオートロックやポストイング禁止といった物件への対応や、配布に従事する者の人手不足といった課題も指摘されている。

よって、国におかれては、選挙公報をめぐる現状を踏まえ、全ての有権者が政党及び候補者の政見などに関する情報を公平・平等に得た上で投票することができるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 期日前投票の開始日と選挙公報掲載文の申請期日について早急な対応を講じ、期日前投票開始時点において、インターネット上で選挙公報を閲覧できるよう対策を講じること。
- 2 各世帯への配布の在り方について紙媒体の必要性も踏まえつつ、選挙公報の配布に関する諸課題に対して将来的に柔軟な対応を検討するため、調査研究に着手すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長 宛て
内閣総理大臣
総務大臣

意見書案第 17 号

介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 10 月 7 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 木 庭 理香子

〃 宗 田 裕 之

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げ等を求める意見書

介護・障害福祉事業所は、物価高騰や人件費上昇などにより、これまで以上に厳しい経営を余儀なくされており、特に訪問介護事業者は令和6年の基本報酬引下げ等により経営がひっ迫している。

厚生労働者が本年3月に公表した令和6年度賃金構造基本統計調査によると、役職者を除いた介護・障害福祉従事者の賃金は、全産業平均と比較し月額約8万円も低い状況にあり、人手不足を解消するためには、着実に処遇改善を進めなければならない。

国は、令和6年4月の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定において、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップにつながるよう加算率の引上げを行っているが、他産業の賃上げ率を考慮すると、このままの処遇では介護・障害福祉分野からの更なる人材流出は避けられない。

よって、国におかれては、介護・障害福祉のサービス提供体制の維持・拡充のために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 令和8年4月に介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の期中改定を行い、それぞれの基本報酬を引き上げること。特に、基本報酬が引き下げられ深刻な影響が生じている訪問介護については、基本報酬の引上げとともに、速やかに事業者支援金を支給すること。
- 2 物価高騰に加え、今年度の最低賃金額改定の目安が過去最高額となったことを踏まえ、介護・障害福祉事業所が最低賃金の引上げに対応できるよう支援すること。
- 3 介護・障害福祉事業所で働く非正規雇用も含めた全職員の処遇改善のために、賃金の上乗せ措置を行うこと。
- 4 介護・障害福祉従事者の賃金を全産業の平均水準へ引き上げる方策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第 18 号

高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないことを求める意見書
案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提
出いたします。

令和 7 年 10 月 7 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 木 庭 理香子

〃 宗 田 裕 之

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

高額療養費制度の自己負担限度額の引上げを行わないことを求める意見書

高額療養費制度は、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月の自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度であり、治療が長期にわたる患者にとって、治療を継続し生活を守るために必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、国は令和7年度予算の作成に際し、保険料負担の軽減を図ることを目的として高額療養費制度を見直し、本年8月から3回に分けて、自己負担限度額を引き上げようとした。

この見直しについて、自己負担限度額の引上げは患者の命に関わる問題であるにもかかわらず、患者団体等の意見を聴かずに短期間で拙速に決定されたため、がんや難病等治療が長期にわたる患者の方々と患者を支える方々が引上げの凍結を求める声を上げ続けた結果、国は自己負担限度額の引上げを見送り、本年秋までに再検討するとした。

高額療養費制度の見直しに当たっては、患者団体等の審議会への参画のみならず、患者団体等の意見の反映、制度利用者の自己負担額が家計や受診回数に及ぼす影響を考慮する必要がある、国が再検討の期限とする本年秋までという短期間に十分検討することはできない。

よって、国におかれては、患者の命と生活を守るため、高額療養費制度の見直しについては、今後1年間程度の時間をかけて丁寧に再検討し、自己負担限度額の引上げを行わないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第 19 号

医療機関への緊急支援等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 10 月 7 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

医療機関への緊急支援等を求める意見書

全国の医療機関では、国が決める診療報酬が物価高騰や賃金上昇に対して的確に反映されずに低く抑えられているため、急激に経営悪化が進み、診療科の休止、受診枠の縮小、入院患者の受入制限や救急医療の廃止といった事態が広がっており、本年３月には日本医師会と日本病院会など病院６団体が、地域医療の存続危機について合同声明を発表しているほか、本市においても１億円を超える赤字経営を余儀なくされている医療機関が存在するなど、日本の医療は崩壊の瀬戸際にある。

全国保険医団体連合会は、本年２月に実施した調査において、６割の医療機関が昨年１月と比べて減収となり、そのうち４割の医療機関が収入全体の１０％以上の減収となっているほか、９割を超える医療機関が物価高騰や賃金上昇分を診療報酬改定で補填できていないと回答したことを明らかにしており、同会は緊急の財政措置等を強く求めている。

こうした中、国は、病床を削減した医療機関に対し、１床当たり約４００万円を給付する病床数適正化支援事業を実施しているが、多くの医療機関が本事業に経済的な支援を求めた結果、申請の意向が示された病床は５万４，０００床に上る事態となっており、これ以上、大規模に病床削減が進んだ場合、医療提供体制はますますひっ迫することが避けられない。

医療機関の経営悪化や医療崩壊を食い止めるためには、病床数適正化支援事業ではなく、国による緊急の手立てを他に講ずることが何よりも必要であることは明白である。

よって、国におかれては、医療機関が人材を確保しつつ経営を安定的に維持することができるよう補助金等による緊急支援を行うとともに、期中改定により、物価高騰や賃金上昇を十分反映した診療報酬の引上げを、患者負担とせず公費により速やかに実施し、今後の改定においても同様に実施するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣